

日本西洋史学会第36回大会

部会別研究発表要旨

1986年5月18日
学習院大学

日本西洋史学会第36回大会プログラム

期 日 1986年5月17日(土)・18日(日)

会 場 学習院大学

公開講演 5月17日(土)午後1時～5時

学習院百周年記念会館正堂

●村川堅太郎氏(東京大学名誉教授)

「“タイラント”の暗殺 ～古典古代への一つの視角～」

午後1時開演予定

●前川貞次郎氏(京都大学名誉教授)

「キリスト紀元前(B.C.)使用の歴史的意義」

午後3時開演予定

総会と懇親会 5月17日午後5時～8時 同記念会館小講堂

部会別研究発表 5月18日(日) 午前9時30分～午後4時30分

学習院大学南3号館

古代史部会 (南3号館101番教室)

司会 伊藤貞夫氏(東京大学)
長谷川博隆氏(名古屋大学)
藤縄謙三氏(京都大学)

- 「クレタのLMIB期の『マリン・スタイル』 ～工房/画家の認定への試論～」
勝又俊雄(アテネ大学)
- 「ギリシア人の技術観と工人社会」
豊田和ニ(早稲田大学)
- 「ケラメイコス陶片とメガクレスの陶片追放」
安永信ニ(上智大学)
- 「アテナイ帝国を支えた支配機構 ～帝国役人プロクセノスの職務を巡る一考察～」
佐藤一三(西武学園文理高校)
- 「アテナイの前411年政変」
谷藤康(学習院大学)
- 「前224年のヘラス同盟成立の背景について ～アンティゴノス朝の
対ギリシア政策を中心として～」
長谷川岳男(上智大学)
- 「セプティミウス・セウェールスの *cursus honorum*
～ *viri militares* とのかかわりにおいて～」
太田信幸(同志社女子高校)

中世史部会 (南3号館102番教室)

司会 魚住昌良氏(国際基督教大学)
尚樹啓太郎氏(東海大学)
平城照介氏(中央大学)

- 「カロリング朝の民衆教化における理念と現実」
五十嵐修(早稲田大学)
- 「12世紀前半期のサンチャゴ巡礼都市サアグーンにおけるコミュニオン運動」
関哲行(東海大学)
- 「中世フライブルクにおける市民とミニステリアーレン」
佐藤専次(立命館大学)
- 「都市の空気は自由にする? ～中世南ドイツにおける
農村非自由民の都市移入について～」
相沢隆(東京大学)
- 「1357年3月『大勅令』とパリ市民蜂起」
近江吉明(明治大学付属明治高校)
- 「15世紀フランスの歴史叙述について ～ジョルジュ・シャトランの場合～」
近藤壽良(国際基督教大学)
- 「中世フランスの相続慣行と家族構造」
木津隆司(北海学園大学)

近代史第1部会 (南3号館103番教室)

司会 磯見辰典氏(上智大学)
仲手川良雄氏(早稲田大学)
廣實源太郎氏(大阪外国語大学)

- 「パオロ・サルピの歴史叙述」
松本香(同志社大学)
- 「ルネサンス海事革命とポルトガル」
合田昌史(京都大学)
- 「ルウヴァン大学におけるジャンセニスムの起源について ～エラスムスから
ジャンセニウスへ～」
国府田武(ノートルダム清心女子大学)
- 「18世紀ペルーにおけるトゥパック・アマルの反乱 ～その展開～」
真鍋周三(青山学院大学)
- 「ドイツ『初期』自由主義の社会観と社会政策」
南直人(大阪大学)
- 「ロマン主義の成立 ～音楽界の動向を中心として～」
網野公一(学習院大学)
- 「エドウィン・チャドウィックの衛生改革における
空気と水の管理計画について」
見市雅俊(中央大学)

近代史第2部会 (南3号館104番教室)

司会 木谷勤氏(名古屋大学)
富田虎男氏(立教大学)
西川正雄氏(東京大学)

- 「アンテベラム期フィラデルフィアにおける反黒人暴動と黒人コミュニティ」
鵜月裕典(立教大学)
- 「イギリス帝国主義の論理構造 ～英国臣民の保護をめぐる～」
旦祐介(東京大学)
- 「ハンガリー1905～06年危機とティサ・イシュトヴァーン」
桑名映子(東京大学)
- 「20世紀初頭のイタリア・ナショナリズム運動 ～イタリア・ナショナリスト
協会(ANI)の動向を中心に～」
北村暁夫(東京大学)
- 「条約改正に関する青木外相とフレーザー-英国公使との交渉」
河村一夫(神奈川大学)
- 「コルポラティズムの諸相と比較 ～カナダの social credit 運動を中心に～」
塩崎弘明(純心女子短期大学)

現代史部会（南3号館203番教室）

司会 齊藤 孝氏（学習院大学）

望田 幸男氏（同志社大学）

吉田 輝夫氏（信州大学）

「ドイツ第二帝制期におけるブルジョワ女性運動と母性主義」

住沢とし子（奈良女子大学）

「ヴァイマル共和国期のドイツ福音主義ラント教会 ～ドイツ教会闘争の

教会政治的要因についての一考察～」

稲本 守（東京大学）

「ドイツ国会選挙」

黒川 康（東京女子大学）

「ナチス・ドイツの雇用創出政策（1933～1935年）」

原 信芳（慶応大学）

「ジョージ・ケナンの『封じ込め』構想におけるマーシャル・プランの意義」

鈴木 健人（学習院大学）

「コンラート・アデナウアーのドイツ統一構想 ～スターリン・ノートへの

対応を中心にして～」

小島 栄一（早稲田大学）

部会別研究発表

古代史部会

クレタLMIB期の「マリン・スタイル」
——工房／画家認定への試論——

勝 又 俊 雄

Sir Arthur Evans は、1906年に提唱したクレタ考古学の編年体系の中でLMIB期をA（前1550—1500年頃）とB（前1500—1450年頃）に二分し、海洋文様で装飾された“marine style”（以下MS）土器を後者50年間の指標土器と見做した。彼の時代区分とMSの位置付けは、A. Furumarkによって受け入れられたが、当時MS土器発見の数的不足及びLMIB期の存在の層位学上の疑問からLMIB期の指標土器としてのMSに対するEvansの認定へ反論が唱えられるに到った。しかし、1960年代のエーゲ海域での諸発掘によるMS土器出土の数的増大と1962年の S.Hood によるクノッソス王道北の発掘による層位学上におけるLMIB期の正当性の確認によってEvansの正しさが証明された。

このように、MS土器出土の数的増大と層位学上の正当性の確認によってMS土器の研究条件が整理された1970年から1980年代半ばにかけて、カマレス式及び宮殿式土器、印章石そしてフレスコ壁画の研究動向と並行して、主にMSの個々の工房あるいは画家の認定及びそれらが属する宮殿の所在地の探究が中心課題となった。

そこで本発表の目的は、筆者が実地に調査しえた、未発表のMS土器そして新旧遺物中の筆者による新発見MS土器、これら約400点に及ぶMSによる自らの集成を基礎に、独自の批判検証を行ない、それに基き、第一に、これまで論争の対象となった発表済み土器あるいは土器片に対して、従来どの分類を支持し、もしくは否定して独自の分類を行なうか、あるいは従来どの分類に修正を加えるかを判断することであり、そして第二に、論争の対象となった土器以外に、同一の画家の手に分類されるべきグループを新たに認定し、もしくはいくつかを既に分類されているグループに付加することである。

これら検証の結果からMS土器の制作に携わった宮殿工房が果してクノッソスに存在したのか、あるいはザクロスに存在したのかという従来の疑問に対し筆者なりに解答を与えることが可能となると考えるのである。

ギリシア人の技術観と工人社会

豊田 和 二

ギリシア人の技術観は、一般に工人や技術に対する“蔑視”の言葉で説明されてきた。しかしながら、その見解は特定の哲学者や知識人の声を集約したものであることは否定できず、一般的ギリシア人の技術観とはむしろ異質のものではなかっただろうか。古代世界全体からすれば、古代ギリシアは実は、優れた職人や技術に関する史料が多く残された歴史上稀な地域なのである。このような視点から彼らの技術観を再考してみたい。

ホメロスの叙事詩から *dēmioergoi* の名称で知られている人々は、予言者・医者・工人・歌人・伝令使として働いた“共同体の奉仕者”であった。共同体に必要な製品を手によって作る工人の意識は、後に *dēmiourgoi* としてソロンの時代まで残存していたと思われる。古典期のアテナイに限っても、その市民団の多くを商工業者が占めていた。そうした工人社会の組織、制度、構成などを、史料は僅かであるが検証する必要があると考える。一般に優れた業績をあげた工人たちは、個人として活動するよりも高名な技術家に率いられた工人団として事業に従事し、時には家族ぐるみの集団として他国へ移動することもあった。工人はすべて長い訓練を通してその技能に磨きをかけ、経験をつんだので、その技能の伝授には特別な意義を認めることになった。同一家系内で父親から息子へ世襲の生業として伝えられたが、それが不可能な場合、近親者や貧しい自由人の子弟、それに奴隷を選んで修業させる従弟制度を発展させた点を考察したい。また現代とは異なって、“科学”と“技術”がギリシアでは一体化したものと捉えられてはおらず、少なくともヘレニズム期以前まで両者はイオニア科学を除いては別なものとして存在していたこと、工人の作業場は現代の大規模工場とはまったくかけ離れた小規模なものであった点などにも言及したいと考えている。

ケラメイコス陶片とメガクレスの陶片追放

安 永 信 二

陶片追放が最も活発に行なわれた前480年代のアテナイでは、二つのペルシア戦争にはさまれ、深刻な政治抗争が展開されていた。この争いはペルシアに対する政策の相異、僭主派と民主派との対立など様々に解釈されている。だがヒッパルコス、メガクレス、「僭主の友」らを追放に追いやった人物（グループ）を突きとめることができず、抗争の原因も解明されないままにあった。

しかし1965年以降、アテネ市内のケラミコスで出土した大量のオストラカ（陶片）は、この問題を一気に解決するものと期待された。現在では九千枚近い数字を得、そこからいくつかの新事実を引き出すことができたが、統計的な数字以上に、陶片に刻まれた落書き、あるいは一つの陶器を割って数枚の投票陶片として用いたこと（可接合陶片）の方がむしろ注目されている。この二つの点から我々はクラティオスの子カルリアスがペルシアと何らかのつながりを持っていた（と思われていた？）こと、またメガクレスとテミストクレスが同じ年に追放の「候補者」となっていたことなどを確認できたのである。

ところが陶片の年代についての疑問がルイス（D. M. Lewis “The Kerameikos Ostraka” ZPE 14, 1974, 1~4）らによって提起された。ケラメイコス陶片群の半数以上がメガクレスに投じられているため、このオストラコフォリアは「アテナイ人の国制」に記される彼の追放の年、即ち前486年のものと広く解されている。ルイスは、しかしメガクレスとの可接合陶片にキモン、ヒッポニコスの子カルリアスなどこれよりずっと後に活躍した人物の名が見られる点、そしてリュシアスの弁論に彼が二度追放されたと記されている点などを根拠として、一部を除くほとんどの陶片が前470年代末のある一回分の残骸であろうと推論した。彼の論はウィリアムス（G. M. E. Williams “The Kerameikos Ostraka” ZPE 31, 1978, 103-113）によって反駁されてはいないものの、アゴラでの陶片の出土状況と比較するに、ケラメイコスの陶片を前486年の

ものと即断できない点がいくつか見られる。

今回の発見では両者を比較検討しつつ、ケラメイコス陶片群の年代とメガクレスの陶片追放について触れてみたい。

アテナイ帝国を支えた支配機構

——帝国役人、プロクセノスの職務を巡る一考察——

佐藤 一三

ギリシャ碑文の史料集を繙くとき、数の多さで圧倒されるのは顕彰碑文である。古来から文献学者は、それらの碑文の収集と刊行に努めてきたが、近年も Walbank、Henry、Marek 等の文献学的・歴史的研究が陸続と刊行されているのが現況である。その中で特に注目されているのは、プロクセニア顕彰碑文である。

プロクセニア研究の総合的試みは Monceaux に始まったが、Szanto の「名誉称号」説に刺激されて、「実質的称号」説と「名誉称号」説という二説をめぐる論争が今日まで *mutatis mutandis* しながら継続している状況である。論争の問題点は、ある時代を分水嶺として称号の有効性を分別しようとする点にある。すなわち、前4世紀以前のギリシャ世界ではこの称号の有効性が認められるが前4世紀以降の時代では単なる名誉称号として賦与されたとするものである。

ところで、われわれがプロクセニアを研究する場合に最初に確認しなければならない点は、プロクセノスの称号が實際上実質的な称号として機能し、賦与したポリスが期待する職務を如何なる仕方で行なうことが可能であったのかの概略を認識することである。従来の研究では、前4世紀以前の史料の不十分さとあいまって、その点があまりにも当然の事と見做される傾向があった。本来的な意味でのプロクセノスが政治的職務を遂行しえたと思定される史料を提供してくれるのは、アテナイのデロス同盟支配に端をはさる帝国支配の中に組み込まれていったと思われるプロクセノス達であろう。

かかる観点を出発点とすると、アテナイが同盟ポリスを支配するさいに、自国のプロクセノスを如何なる手段として用いたかという点が注目されるし、前404年にアテナイが降伏した後のアテナイのプロクセノスがどのような行動を取ったかを見極めることは、上記の論争の理解に役立つだろう。

本報告では、帝国期のアテナイが恒常的支配のために派遣した帝国役人の職務内容を

考察しながら (Balcer、Meiggs、Will)、アテナイのプロクセノスが帝国支配にどのように関与できたかを検討することになるだろう。

アテナイの前411年政変

谷 藤 康

アテナイの前411年の政変は、ペロポネソス戦争の混乱の中での出来事であるが、約1年間に渡ってそれまでの民主政が中断している点で非常に興味深い事件である。この間のアテナイでは市民の政治参加に制限が加えられ、官職への日当支給が廃止されている。政変の前半に登場した「四百人」政権は、同時代においてすでに寡頭政と評価されている。だが、政変の際にその形成が目標として示され、「四百人」政権を否定する形で後半に登場した「五千人」体制については、トゥキュディデスは最良の政体と評価しており（Thuc・8・97）、更にド・サント・クロワはこれを寡頭政と民主政の中間的形態として評価している（Historia 5）。ド・サント・クロワの「五千人」体制への評価は、少なくとも民主政の復活が平和のうちになされたと見る限りにおいて、状況を適切に説明し得るものである。そのため、ド・サント・クロワのこの見解を尊重した場合、上述のアテナイ民主政の2つの特徴的事項の撤廃は、前5世紀後期におけるいわゆる「アテナイ型」民主政の中断を示してはいるが、この政変の期間に寡頭政が実施された指標とするのには疑問が生じることになる。そこで、ここでは、「四百人」政権が寡頭政と評価された理由をその組織・政策面から他に求められるか、ド・サント・クロワの「五千人」体制評価はどれだけ妥当性を持ち得るものであるかの2点からの考察を行い、当時のアテナイの民主政観について考える手がかりを探してみたい。

前224年のヘラス同盟成立の背景について ——アンティゴノス朝の対ギリシア政策を中心として——

長谷川 岳 男

前224年にマケドニア王アンティゴノス・ドソンを盟主にアカイア、テッサリア、ポイオティア、エペイロス、アカルナニア、フォキスの諸連邦を構成員として創設されたヘラス同盟と呼ばれる Symmachia は、ポリュビオス、プルタルコス等の史料からはクレオメネス戦争においてスパルタ軍に対して完全な劣勢を強いられたアカイア連邦の指導的政治家アラトスがマケドニアに援助を要請したことに端を発しているような印象を受ける。よって以上のことから、このヘラス同盟はまずはクレオメネス戦争における戦時措置として作られたものと考えられる傾向がある。しかしヘラス同盟はクレオメネスに対する勝利後も解体することなく、続く同盟市戦争、第一、第二マケドニア戦争においてもマケドニアの対ギリシア政策を行使するために用いられており、また同盟市戦争以降のギリシア本土での情勢の分析から、当時マケドニアとアイトリア連邦がギリシアでの政治的対立の中心であり、この対立関係にローマがアイトリア連邦の同盟者として介入し、ひいてはマケドニアの第一の敵対者となってゆくことがわかる。よって以上の事を考えると、このヘラス同盟の創設をクレオメネス戦争での単なる戦時措置として捉えることが妥当であるかは疑問に思える。

以上の疑問は現存史料であるポリュビオス、プルタルコスについて、前者がアカイア連邦の政治家であり、後者の叙述した伝記（アラトス、アギス・クレオメネス）の舞台もペロポネソス半島であるということから、その史料から得られる情報はペロポネソス半島内のことが中心になってしまう傾向があることとまたヘラス同盟の構成員は中央ギリシアの諸連邦が多く、すでに E. Will が指摘している様に、どちらかと言えばアイトリア連邦の拡大の被害を被っている国々であることを考慮すると一層強まる。

よって本発表においては、アイトリア連邦とマケドニアが本格的な対立を始めたデメトリオス戦争からのギリシア本土の情勢の再検討を行ない、史料においては当時の政治

情勢の中心であったように述べられるアカイア連邦の動きがはたしてどれ程の影響力を有していたのか、またアイトリア連邦との対立に際してデメトリオス二世、アンティゴノス・ドソンの諸王が如何なる対ギリシア政策を推進したのかについての解明を試みることに先づきの疑問に対する自分なりの解答を出したい。

さらにはまさにこの時期になされたローマの初めてのバルカン半島進出（第一イリュリア戦争）を当時のギリシア本土での政治情勢の中で位置づけてみることも併せて行なうつもりである。

セプティミウス・セウェールスの *cursus honorum*

—*virii militares* とのかかわりにおいて—

太 田 信 幸

ルーキウス・セプティミウス・セウェールスの支配期（在位193～211年）は、ローマ元首政史上、重要な転換期としてとらえられている。古くはエドワード・ギボン以来、現在に至るまで、この皇帝及び支配期に対しては、明確に相対立する評価が存在している。その一方は、A. von Domaszewski あるいは J. Hasebroek らを中心とするものであり、皇帝個人に対しては軍人経歴追求者であり、元首政の破壊者、最初の軍人皇帝という評価を下し、その支配期をローマ帝国衰退の最初期と規定する。他方、M. Platnauer、M. Hammond らを中心とするグループは、前述のいわゆる《軍人皇帝説》を批判し、セウェールス個人及びその支配期を積極的に評価しつつ、五賢帝期からの連続面を強調する方向にある。

本発表においては、まずこれら様々のセウェールス評価を概観、要約することから始めたい。さらに続いて、従来あまり考察の対象となっていなかった側面、すなわちセウェールス個人の *cursus honorum* を再検討する中から、その評価を再度試みてみたい。元老院議員の *cursus honorum* に関する研究は、E. Birley 以来大いに進展を見せ、最近は、W. Eck、G. Alföldy 等により、その典型的官職歴任階梯が提示され、個々の官職の性格、経歴内における重要性の度合なども明らかになってきている。それらの研究の中で浮び上ってきた、最も順調な経歴を歩むグループ（彼らは一般に *virii militares* と規定されている）の経歴と、セウェールス個人のそれとの比較の中から、彼の元老院身分内における位置を想定し、従来の軍人経歴追求者としての評価のみならず、五賢帝期からの直線的連続の中にセウェールスを位置付けようとする評価に対しても、その相異点を明らかにしてゆきたい。

カロリング朝の民衆教化における理念と現実

五十嵐 修

5世紀末にクロードヴィヒが改宗して以来、フランク人はキリスト教徒となった。しかし、メロヴィング朝ではキリスト教化は依然として不十分なままであった。異教信仰は各地に残っていた。民衆教化は個々の司教や修道士の努力に委ねられていたにすぎず、メロヴィング朝の国王は民衆の教化に積極的に取り組もうとはしなかった。そのうえ、聖職者の教養は概して低かった。カール大帝が教育を重要な政治課題としてとりあげ、一般にカロリング・ルネサンスと呼ばれる文化運動を推進した背景には、このような状況がある。教化すべき地域は広大であるのに、有能な聖職者は少なかった。カール大帝の改革の目的のひとつは、民衆に正しい教義を教え、教会の日常的な職務を遂行することのできる聖職者を育成することにあった。カールは789年の有名な勅令の中で、自分を旧約聖書に登場するヨシュアになぞらえて、民衆教化が彼の大きな使命であることを明らかにしている。

このような努力はある程度実を結んだように思われる。カロリング朝の司教は「司教令」(capitula episcoporum)を農村司祭に向けて発し、国王や高位聖職者が望む民衆教化の理念を浸透させようとした。しかし、他方において、農村司祭が必ずしも司教の思惑通りには活動しなかったことが、とりわけギルドについてのフランス大司教ヒンクマルの叙述から明らかになる。司教や修道院長などのごく限られた聖職者エリートとは異なり、農村司祭は一般の民衆と同じ文化を共有していたのである。

本報告では、民衆教化の問題がカロリング朝になって極めて重要な問題であると認識されるようになったことを明らかにするとともに、民衆教化における理念と現実のずれを考察することによって、この時代の文化の多様性について検討を加えることにしたい。

12世紀前半期のサンチャゴ巡礼路都市サアグーン におけるコムニオン運動をめぐって

関 哲 行

12世紀前半期のカスティーリャ都市は、ドゥエロ河以北のサンチャゴ巡礼路沿いに成立した巡礼路都市と、同河以南の中央台地（メセタ）に成立したメセタ都市に大別される。従来、両都市類型間には様々な差異があるとされ、コムニオン運動の頻発も、前者に特有の現象とされてきた。70年代前半までのカスティーリャ都市研究におけるこうした動向に対し、最近の巡礼路都市研究は概して批判的であるが、コムニオン運動の頻発に関する限り、従来の指摘は今日でもなお広く認められていると言ってよい。

そこで本報告では、サンチャゴ・デ・コンポステラと並び、12世紀コムニオン運動の二大舞台となったサアグーン——カスティーリャにおけるクリューニー会の拠点となった修道院都市であり、人口2000人程度の中小都市——を取り上げ、『サアグーン都市法』と『サアグーン匿名年代記』を主要な手がかりに、その具体像に迫りたい。そのために、まず研究史を簡単に展望した上で、12世紀当時のサアグーンの世界構造の分析を行い、それを踏まえて運動の主体・目的などを明らかにするよう努めたい。

巡礼路都市の多くが、サアグーンのような中小都市であったこと、また12世紀の巡礼路都市の多くにおいて、程度の差はあれ同様のコムニオン運動が発生していることを考慮した時、サアグーンのコムニオン運動——13世紀中葉まで続くが、12世紀前半期のそれは最も激烈であった——についての考察は、巡礼路都市の特質、カスティーリャにおけるコムニオン運動の性格を考える上で、重要な意味をもつであろう。

中世フライブルクにおける市民とミニステリアーレン

佐藤 専次

K・シュルツの諸研究以来、彼の地でもまた我国でも、中世都市とミニステリアーレン（家人）層の関係がクローズアップされ、活発に議論されるようになった。今日、中世都市の指導層を語るには、この都市領主と従属関係にあるミニステリアーレン層の存在をやはり無視することができなくなったと言っても過言ではなかろう。実際、多くのドイツ都市で市参事会の成員にはミニステリアーレン（ないしはミニステリアーレン出身の者）が少なからぬ程度、含まれていたことが明らかにされつつある。しかし、この層が都市ゲマインデの中でその法的、社会的特殊地位をいつまで、そしてどの程度維持したのか、これに関連して「市民的ミニステリアーレン」という概念が妥当性を有しているのか、さらにまた彼らは市民と一体化しえたのか、という点はなお議論の余地を残しているように思われる。

そこでこの問題、わけても後者の、ミニステリアーレンと市民の関係を考えるのにあたって、本報告では一つのケース・スタディとして西南ドイツの建設都市フライブルク・イム・ブライスガウの例を取り上げたい。この都市のミニステリアーレンの問題については、我国では既に桜井利夫・相沢隆両氏の論稿・研究紹介がある。両氏が述べられているように、この都市にはミニステリアーレン入居禁止条項が存在し、その法的実効性をめぐってH・マウラー、H・ネールゼン、J・フレッケンシュタインの諸研究の間に見解の相違があり、また桜井氏もこの問題に言及されておられる。これらの論争では主にテンネンバッハ都市法テキストの入居禁止条項が史料として取り上げられるが、しかしこの他に1218年の成立と推定されるシュタットローデル、1293年の都市法さらにH・シュライバーやF・ヘフェレ編纂の史料集には興味深い記述がある。本報告では、これらの史料を用いて1120年の建設から13・14世紀に至る時期の都市フライブルクにおける市民とミニステリアーレンの問題を考えてゆきたい。

都市の空気は自由にする？

～中世南ドイツにおける農村非自由民の都市移入について～

相 沢 隆

本発表は中世南ドイツを例にとって、農村非自由民の都市移住をめぐる都市および都市領主と農村領主の対立がどのような要因によって惹起され、どのような要因によって収束したか、対立がいかなる様相を呈し、その過程で都市による非自由民の受け入れ、彼らに対する農村領主による返還要求の手続きにいかなる変化が生じたか、を考察する。

ドイツにおける農村非自由民の都市移住に関しては、長い間「都市の空気は自由にする」という法諺で表現される解放規定について論争がなされてきた。この論争では解放規定の妥当根拠や起源が問題とされ、これに関する様々な見解はおもに都市の状況や利害によって根拠づけられた。

これに対してこの問題に隣接する諸分野での近年までの研究の進展は、この問題への新たな取り組みを要請しているようにみえる。第一に市民権に関する研究では都市の新市民受け入れに関する規定が中世における様々な状況に応じて変化したことが明らかになりつつある。第二に建設都市に関する研究では領邦形成に都市の果たした役割が注目され、都市が領土の確保や拡大の拠点として用いられたばかりでなく、周辺農民の受け入れによる臣民の増加がもくろまれたことが導かれた。第三に中世後期の農村史研究では農業危機が進行する中で農民の逃散や都市移住に農村領主がいかに対応し、都市農村関係がいかに変化したかがしばしば問題とされてきた。

本発表では以上の諸傾向にかんがみ、農村非自由民の都市移住の問題を都市側の事情にのみ局限せず、この問題に関係する様々な利害に注目することで、この問題のもつ広がり配慮し、次の諸点を確認する。

一、農村非自由民の都市移住が都市・都市領主と農村領主の対立へ至らしめた要因として、(1)都市建設による都市領主の人口誘致政策、(2)都市による市内における農村領主の封建的諸特権廃止の動き、(3)十四世紀半ば以後の逃散農民の大量の都市流入、が挙げ

られる。

二、非自由民の都市移住を抑制する農村領主の様々な試みは一般的に効果が弱く、この問題の解決に忠誠証書の普及による非自由民の土地緊縛と都市による非自由民の受け入れ拒否が大きく貢献した。

三、非自由民の都市移住の促進と抑制の両面にわたって領邦形成への領邦君主の利害関心が影響を与えている。

四、中世後期には都市在住の非自由民の返還訴訟において彼らの親族の証言による非自由証明と並んで彼らの領主に対する忠誠証書の提出による証明方法が現われる。この領主にとって有利な傾向は中世末期から近世初期に市民権を望む者に自由証書や解放証書を提示させる慣行の普及へと継続する。

1357年3月『大勅令』とパリ市民蜂起

近 江 吉 明

最近、再び関心のたかまった中世都市史研究の大きな流れの一つに、都市内民衆蜂起を扱った研究がある。しかし、それらは主にドイツ、イタリアの都市「騒擾」に関するものである。本報告では、14世紀フランスの都市蜂起を問題にしてみたい。そこで注目したのが、1356～'58年のパリ市民蜂起である。

フランスでは、R. Cazelle や J. d'Avout らの近業により、Etienne Marcel および当市民蜂起について、ほぼその全容が明らかにされた観がある。我が国における上記研究はといえば、ようやく井上泰男氏によって1960年代に始められているが、その後、都市史においても民衆史においても本格的検討はなされていない。

本報告では、これまでの研究史をふまえ、蜂起の諸側面を都市史研究とのからみで整理してみたいと考える。具体的には、1357年3月3日に出された『大勅令』(F. T. Perrens, éd., *Historire général de Paris*, Etienne Marcel, prévôt des marchands (1354～1358), Paris, 1874) が分析対象となる。全体として王国改革路線を確認している当勅令を、三つの視点(①「王国改革」、②「課税・通貨に関する市民的要求」、③「抵抗・武装・アジュールに関する市民的要求」)でとらえ、単に全王国都市に共通した問題としてのみとらえるのではなく、パリ市民蜂起との関連を抽出することにする。

また、当然のことながら、B. Chevalier や G. Fourquin らの民衆蜂起史上の理論的位置付けそのものにも言及せざるをえなくなる。主に『大勅令』発布時のパリ市民蜂起の性格規定を行ないながら、全蜂起過程の変化を確認し、B. Chevalier が14・15世紀の都市蜂起について整理した結論、つまり、「1356年のポアティエ敗北後の時期」(第1期)の特徴との関連で当蜂起を最終的に位置付けたい。さしずめ Le Roy-Ladurie のいう《中世的》《古典的》のどちらにそれがあてはまるか、ということである。

さらに、都市史研究の成果で本報告を補強するものに、B. Geremek と高橋清徳氏の仕事がある。前者のとりわけ社会地勢学的分析、後者のコルポラシオンの制度的、機能的研究がそれである。当時のパリの複合的構造を理解するのに有効である。

15世紀フランスの歴史叙述について

——ジョルジュ・シャトランの場合——

近藤 壽 良

本発表は、シャトランの『年代記』の未刊行部分を中心に、15世紀フランスの歴史叙述においてシャトランの『年代記』が持つ意味を検討することを意図している。

シャトランの『年代記』は、彼の死後散佚し、現在伝わっているのは全体のおよそ3分の1にすぎないとされている。大英博物館写本部が1960年代半ばに購入した写本 (Additional manuscript MS 54156) は、シャトランの『年代記』の他の写本のいずれにも記載されていない未知の部分を含む貴重な写本であることが判明した。写本前半 (第15葉～第309葉 r°) は、ケルフィン＝ド＝レッテンホーヴ版の『年代記』第4巻に相当し、後半部分 (第309葉 r°b～第426葉 r°) が未刊行の部分で、1458年8月から1461年7月までの記事が記されている。刊行本に従って、シャトランの『年代記』の構成と残存部分を示すと次の通りである。

序

第1巻：1419年～1422年 (断片)

第2巻：1430年～1431年 (断片)

第3巻：(散佚)

第4巻：1454年～1458年8月

第5巻：(刊行本では欠)

緒言

第6巻：1461年7月～1464年 (1462年9月～1463年8月、及び後半部分散佚)

第7巻：1467年～1470年 (後半部分散佚)

このように未刊行部分の発見によって、『年代記』の1454年から1464年までの記事をほぼ継続して読むことが可能になった。

しかしながら、未刊行部分の発見は、単に新しい資料の追加という点にとどまるもの

ではない。シャトランの『年代記』の位置づけを考える上でも重要な意味を持っていると考えられる。

未刊行部分の記事は、1458年秋から1461年7月のシャルル7世の死までの出来事に関するものであるが、記事は、マントヴァの会議に言及した第384葉で、いったん中断している。この中断は、先に第6巻を執筆するためであったと考えられるが、残りの部分 (第387葉以降) は、1462年以降に執筆されることになる。この執筆年代の違いが、写本384葉以前の記事と387葉以降の記事との間で叙述の質に微妙な質の違いを与えている。

この叙述の質の違いを手がかりに、シャトランの思想の深まりと、コミーヌの『覚書』との関連を明らかにしたい。

中世フランスの相続慣行と家族構造

木津 隆 司

G. C. Homans の “English Villagers of The Thirteenth Century.” に接し、こうした研究をフランスでしたいものと考え、慣習法に関心を寄せているおり、Jean Yver の業績を紹介した E. Le Roy Ladurie, “Systèmes de la coutume. Structures familiales et coutumes d’héritage en France au XVI siècle.” を知った。そこで J. Yver の業績にたちかえり、中世の時点における相続慣行と家族構造に関してどれだけのことが分かるのかを検討したものがこの報告である。

Yver は慣習法地図作成のため、「相続人間の平等、及び贈与を受けた子どもの相続からの排除」を基準として、フランス慣習法の三類型を析出しているが、この類型の中世における様態を見ると、財産について父の生前なした分与を強制的に持ち戻させて、平等分割させる西部型、贈与を受けた子どもの排除と、特定の子どもの優遇する権限を父に認めるオック語圏型、贈与を受けた子どもの排除と、父母と共に暮らしている子ども間での平等分割を推進するパリ・オルレアン型である。こうした相続慣行に対応する家族構造として、西部型には夫婦よりも系族を重視した血族志向構造、オック語圏型には家父長の統率のもとで家族による土地保有の永続化をになう家父長的家族共同体構造、パリ・オルレアン型には、この慣習法圏にはほぼ対応している三圃制農業地域の要請による農民保有地の強化と家産の永続化に有利な両親（夫婦）中心の家族共同体構造、などが考えられる。パリ・オルレアン型は、西部型とオック語型の間中型といえるが、私見によれば、強制持ち戻しの完全平等分割の西部型とローマ法の影響と思われる家父長の意志を重視したオック語圏型とが主な二つの流れであり、夫婦一体の婚姻観を推進する教会とカペー王朝との指導を受けて、中間型のパリ・オルレアン型が形成されたと考える。

パオロ・サルピの歴史叙述

松 本 香

宗教改革・反宗教改革期の動乱は、思想・文化の全領域にわたって大きな転換と発展を引き起こしたが、歴史叙述の分野においてもその影響は大きかった。即ち教会分裂の結果として、自らの教会が「真の教会」であることを証明するために、「教会史」が歴史叙述の中の独立した一領域として成立し、更に信仰の高揚のために、司教区史、修道会史等が盛んに書かれたのである。

反宗教改革時代のイタリアにおいてこの傾向は特に顕著であるが、しかしこれに対する一つのアンチテーゼとなったのが、パオロ・サルピ Paolo Sarpi (1552~1623) の『トレント公会議史』、『聖職禄史』等の歴史叙述である。サルピはヴェネツィアの修道士であるが、1606年ヴェネツィアが教皇と争って聖務禁止令を課された際に、共和国政府の顧問に任命され、国家主権の至高性を擁護し教皇権による主権の侵害を非難する諸論文を執筆して一躍脚光を浴びた。ヴェネツィアと教皇が和解した後も、彼は一貫して反教皇的立場を取り、教皇権の強大化・権力欲、聖職者の墮落を批判し続けた。前述の作品も、この批判活動の一環として書かれたものである。

このために、彼の作品に対する評価は、反教皇的偏見によって公会議の真の姿を歪曲したものとして批判する立場か、あるいは教会改革への熱望を表現したものとして高く評価する立場に分裂する傾向があった。しかし本報告では、作品の優劣を論じるのではなく、むしろ作品に表現された彼の教会史観に注目したい。

体制側の教会史叙述が教会史の賞揚を目的とするのに対して、彼の教会史観は著しく否定的であり、教会史を、神聖な原始教会から悪弊に満ちた近代教会へ至る墮落の過程と捉えるものである。更に彼は、教会における出来事と政治的事件を緊密に関連づけることによって、教会史を政治史的論法で説明し切っている。即ち、人間の行動の動機に関して、宗教的動機はすべて政治的動機に還元されるのである。本報告では、当時の西

欧の宗教情勢と宗教思想（特にフランスのもの）との関連にも注目しつつ、歴史叙述作品と共に彼の書簡等を通じて、彼の教会史観と宗教思想を再構成したい。

ルネサンス海事革命とポルトガル

合 田 昌 史

E・ツィルゼルやP・ロッシが高級職人論を展開して以来、ルネサンス期は、科学史上のアンチクライマックスという位置づけを退け、科学革命を準備する重要な段階として、自己主張するようになった。そして、後者の位置づけは、科学そのものよりも、それをとりまく状況の変化、とりわけ、「頭」と「手」の結びつきを骨子とするものであったため、考察の対象は技術史の領域にも求められたのである。だが、ルネサンス期が大航海時代に重なることの意義は認められていながら、海事史の領域にまで踏みこんだ研究は決して多くはなかった。また、わずかな例外的業績も、とりあげる地域・時期ともにかなりのかたよりをみせていた。そこで、本発表では、大航海時代の先駆者ポルトガルに考察の場を求め、「ルネサンス海事革命」という概念を設定して、海事史と科学史にまたがる問題について考えてみたい。この「ルネサンス海事革命」は、15世紀後半における海事技術の諸革新から、15世紀末～16世紀中葉における理論の場と実践の場の接近とそのあり方の変容、および「接近」を担った海事関係者に特有の思想の形成・発展、までを包摂する幅の広い概念である。ここでは、「ルシタニアのアキレス」ドゥアルテ・パシェコ・ペレイラ（15世紀中葉—1534年頃）と第四代インド副王ジョアン・デ・カストロ（1500—48年）による水路誌等の海事書を考察の中心にすえて報告する予定である。

ルウヴァン大学におけるジャンセニズムの起源

—エラスムスからジャンセニウスへ—

国府田 武

ジャンセニズムは神学教義上の問題として扱われることが多いが、本報告ではおもに方法論の観点から、ルウヴァン大学におけるその起源をエラスムスに溯り、彼とジャンセニウスとの間の連続性を探ってみたい。

エラスムスの「良き学問」を知る手懸りの一つに、ルウヴァン大学の三言語学寮の設立をめぐる彼と神学部教授陣との論争をあげることができる。ルターが注目を浴びるなかで、エラスムスは言語文献学を武器とし、古代の文学や教父を動員して聖書の読み直しを迫る。彼は大学の伝統的な教育・研究方法を批判し、アウグスティヌスに依拠しつつ歴史的・実証的研究方法を唱えた。それは個人の内面になじみ、司牧上の要請にも応える神学であった。

16世紀後半になると、カトリック圏の北の境界にあるルウヴァン大学では、プロテスタントが提起した問題に答えながら、それに対抗する姿勢がみられた。単に宗教改革に反対したのではなく、総合を志向していたのである。同大学のバイウスは、両派の対立が教義の内容よりも教義の表現方法にあると考えていた。そこで彼は技術的な専門用語を避けて、聖書とアウグスティヌスの言語に忠実であろうと試みた。しかし中世の伝統を無視した彼の表現方法は反撥を生み、バイウスの命題は勅書によって排斥された。

やがてルウヴァン大学神学部にも言語文献学的・実証神学的方法が定着し、聖書への関心は『五ヶ国語訳聖書』を生み、教父への関心はエラスムス版をもとにした『アウグスティヌス著作集』に結実することになる。

17世紀に入り、ジャンセニウスはバイウス断罪の真相——勅書の命題はバイウスの意味で容認される——を知って、アウグスティヌスの研究をライフワークとした。その成果が彼の遺著『アウグスティヌス』である。同著の序論で彼が展開している方法論は、抽象的概念の論理操作を特徴とする思弁神学を批判し、聖書、公会議、教父の教えを

「記憶にもとづいて」忠実に伝える実証神学に立脚している。それはより分かりやすく、「心に語りかける」神学でもあった。

18世紀ペルーにおけるトゥパック・アマルの反乱

—その展開—

真 鍋 周 三

征服以降のスペイン植民地支配の拡張が、原住民に対する抑圧と搾取、特にその労働力収奪の機構を土台としてきたことは周知のところである。18世紀のペルー副王領においては原住民の再生産システムは大きく侵害され、破壊されていた。なかでも、原住民人口が稠密な中央アンデス南部高地（以下、「シエラ南部」と略称）では、原住民の対応能力は18世紀の半ば以降、諸搾取によって限界状況に達していた。

そのさい、原住民をスペイン支配に包摂するうえで無限にひとしい強制力を行使したのが、コレヒドール（地方行政官）であった。王権の代行者としての絶対的権限をたてに、コレヒドールは「地方」を支配した。18世紀ペルー副王領では、横領、汚職、虚偽、脱税、略奪等の「不正」が著しく蔓延したが、その多くがこのコレヒドールによるものであった。だが、こうした「不正」は、国庫収入の大幅な停滞や低下を招くとともに、植民地行政の機能を著しく低下させることになった。そこで王室（王権）は、まず「不正」の排除を手始めとする諸改革にとりかからねばならなかった。これが、ペルーにおけるカルロス3世（Carlos III、在位1759～1788）の改革の主眼であった。

一方、原住民の側も、そうした搾取・収奪や「不正」に対して沈黙していたわけではなかった。彼らの抵抗運動が各地で発生し、暴動、蜂起、反乱が繰返された。その発生件数は次第に増加してゆき、この渦は、1780～1781年にシエラ南部クスコ司教区のティンタ（カナス・イ・カンチス）地方から発生したトゥパック・アマル（Túpac Amaru、1738～1781）の反乱によって最高潮に達したのである。それはペルー南部一帯に拡大し、その鎮圧には、ペルー副王領からの年間の国庫収入に近いほどの出費を王室は強いられた。またこの反乱における死者は、原住民を中心に数万人に達したという。

ところで、ペルー植民地史においてトゥパック・アマルの反乱が占めた位置はいかなるものであろうか。それは、植民地時代の最大の改革といわれるカルロス3世の改革と

どのように関連していたのであろうか。従来、反乱のこうした歴史的役割を考察した研究はほとんどない。

そこで本報告では、先ずもって、反乱の背景を必要最小限に述べた後、反乱の展開過程を明らかにし、それを通して反乱の意味について若干の検討を行ってみたい。

ドイツ「初期」自由主義の社会観と社会政策

南 直 人

ドイツ自由主義に関しては、従来、それを近代資本主義の担い手たるブルジョワジーのイデオロギーと捉える解釈と、逆に、それを特定の階級の利害と結びつかない普遍的な理念をめざすものと捉える解釈との2つの立場が相対立してきた。近年、L. ガルとW. J. モムゼンとの間で闘わされた論争も、この2つの自由主義解釈の流れを反映している。他方、最近の研究においては、こうした理念史・思想史的アプローチから社会史的アプローチへと重点が移っていることが注目される。とくに19世紀中葉以前の「初期」自由主義については活発に研究がすすめられている。1983年には『三月前期ドイツ社会の中の自由主義』と題する論文集が刊行されたが、その序論において編者W. シーダーが提起した2つの方向への研究のすすめ方は、われわれにとって大いに示唆的であると思われる。「初期自由主義の社会的政治的諸観念」の追求、と「初期」自由主義の組織構造や社会的基盤の追求、というのがそれである。本報告では、前者の方向で従来の自由主義解釈を見直してみたい。

ところで、三月前期のドイツは、身分制的伝統社会から工業化社会への過渡期にあたり、移行に伴うさまざまな社会問題が噴出した時代であった。その中で当時の自由主義者たちは、社会問題の原因と解決策についてさまざまな議論を展開する。報告者は、それらの議論を検討することによって、まず自由主義者たちの依拠する社会観、社会に対するイメージを明らかにし、次により具体的な彼らの社会政策を吟味してみたいと思う。その際、ポイントとなるのは手工業問題である。この問題は、三月前期から1848年革命期にかけて、とくにひんぱんに同時代人たちが論議したものであるが、もっと大きく言えば、ドイツの工業化の根本的性格づけにもかかわってくる。本報告では、こうした手工業問題に対する「初期」自由主義の態度に立ち入って検討を加えてみる。

ロマン主義の成立

——音楽界の動向を中心として——

網野公一

ロマン主義を精神文化の範疇で定義することは不可能に近い。それはロマン主義が種々雑多な概念の複合物であり、また音楽・文学・美術の各分野で別個の性質を有しているからである。ここでは副題のように音楽界を場として設定し、考察する。音楽界とは特別に限定できる社会的階層を示していない。約1世紀にわたるロマン主義の音楽の流れの中で、その客体は社会各階層に広範囲に及んで拡大する。こうしてロマン主義の音楽は成立し、終息して行く。つまり社会的ステイタスではロマン主義の音楽の主体と客体を限定できないのである。したがってここで述べる音楽界とは世俗音楽に対する芸術音楽を中心とする主体と客体からなる集団を示し、それらは当然ながら時代を経て超階層的に拡大していくことになる。

音楽界でロマン主義の音楽は18世紀を通じて基礎が置かれる。これはオーケストラの成立に伴うかたちで準備される。が、オーケストラのみに限らずオーケストラを置いている都市が芸術音楽の中心地として音楽界で主体的に指導的立場を持つということである。ロンドン・パリ・ウィーンを初めその他ドイツ諸都市では18世紀にほぼオーケストラが形成され、次いで19世紀前半に従来の上流層から中流市民層にその客体が広まって行く。そうした中でウィーン古典派音楽の作品群の中でもロマン主義が成立する。が一方でこの時期はオーケストラを中心とする演奏会（コンサート）は下火となり、音楽家個人の予約演奏会が発表の主流となる。より個人的編成の作品群の中にロマン主義を模索する傾向が示されるのはその表われである。

ロマン主義の音楽の全盛はこの後1830年代から19世紀末に訪れる。むしろコンサートも一時の低迷から脱し頻度を増す。音楽界の主体客体の間でロマン主義的傾向の音楽がもてはやされる一方で、精神・文化的基盤は変化を見せはじめている。

ここではロマン主義的精神を『完性』的個人主義の側面からとらえ、試みではあるが楽譜を資料として用いることで音楽主体からの従来とは異なる立場で考えてみる。

エドウィン・チャドウィックの衛生改革における 空気と水の管理計画について

見市雅俊

19世紀中葉、エドウィン・チャドウィックが一時的にせよイギリスにおける公衆衛生行政の主導権を握り、それ以降の衛生改革の基礎固めを行なったことはよく知られているけれども、彼の抱いた衛生改革構想の全体像はこれまで十分に理解されてきたとはいえない。ここではそのユートピア的ともいえる都市の下水の再利用論に焦点を絞り、チャドウィックのラディカルな都市環境整備計画の一端を明らかにしたい。

知られるように、水洗トイレ——下水道の普及は下水処理技術の立ち遅れのために下水のタレ流しによる河川の汚染問題を引き起した。チャドウィック自身は「ミアズマ説」の立場から、「汚水溜め」に排泄物を溜め、その結果、居住地の空気を汚染するよりは、当面の緊急措置としてのこのタレ流しはより小さな害悪だとみた。その上で彼は下水を農業用肥料として再利用すれば河川の汚染が防止されるだけでなく、肥料の自給化にもつながるとみたのであった。

ところで従来のチャドウィック研究では、下水再利用論は彼の改革構想のなかの、むしろ逸脱部分として扱われてきた。しかしながら、当時の議会文書や、Transactions of the National Association for the Promotion of Social Science, Journal of the Society of Arts などの雑誌をみるならば、高名な化学者、農業改良家、土木技師などを巻き込んだ、下水再利用をめぐる一大論争があったこと、さらに、下水を農業用肥料として用いる実験的な試みが各地で行なわれていたことが明らかになる。チャドウィックの下水再利用論はこうして、下水処理問題と農業肥料自給問題に対するヴィクトリア期の有識者の並々ならぬ関心を背景にして理解されなければならないのである。そして再利用派のなかでもその方法をめぐっては見解がいくつにも分かれていた。チャドウィック自身はそのなかで“liquid manure”論に立ち、そして大規模な都市—農村の下水収集・運搬・散布のためのパイプ網と蒸気機関を組み合わせた、従来のものとは全く別個の新しい下水処理体制を提案したのであった。このような計画はコストの点で

ペルー・グアノなどの「人造肥料」との競争に太刀打できるものではなく、結局は計画倒れのままにおわってしまう。そしてチャドウィックに代表される再利用派の後退と共に、下水処理の中心は化学的処理へ移っていくことになる。

こうして時代の最先端の技術を駆使して都市の空気と水の総合的な管理、さらに下水供給を介した都市と農村の有機的な結合を目指したチャドウィックの計画は、同時代のロバート・オーウェン、あるいはのちの田園都市運動などの理想郷建設運動の系譜のなかに位置づけられるのではないだろうか。

アンテベラム期フィラデルフィアにおける 反黒人暴動と黒人コミュニティ

鵜月 裕典

北部諸都市中最大の自由黒人人口を有したアンテベラム期フィラデルフィアにおいては、市南域のシーダー通り周辺を中心として、1834年を皮切りに大規模なものだけでも三度にわたる白人民衆による反黒人暴動が生じ、黒人教会や多数の黒人家屋が破壊された上、少なからぬ死傷者も出た。これまでこの反黒人暴動については、特に1960年代以降単なる暴動の経過説明や人種差別への道義的憤りといった観点を超えて、アイルランド人移民も含む暴動参加者の分析に焦点をあわせることで、白人民衆内に存在した黒人に対する就業上の脅威や人種混交の恐怖といった動機に暴動の原因を求める研究がなされてきた。しかし、従来の研究では総じて黒人は一方的犠牲者＝受動的な存在として把握され、黒人コミュニティ自体は綿密な分析対象とはされてこなかった。そのために黒人－白人の人種関係は、極めて一面的かつ静態的にしか捉えられてこなかったように思われる。また、反黒人暴動が近代的都市社会の成立という歴史的脈絡の中でどのような意義を持ったのかという問題も殆ど検討されてこなかったといえよう。

本報告では、反黒人暴動の分析（特に攻撃対象の問題）を手懸りに、「ペンシルヴェニア奴隷制反対協会」による社会調査報告書や当時の諸新聞、近年の研究成果などに基づきながら、黒人コミュニティの都市空間におけるあり様（黒人コミュニティの内在的ダイナミクス）と反黒人暴動をその最も暴力的な発現形態とする白人社会による人種差別（外在的ダイナミクス）の相互作用の検討に主眼をおくこととしたい。それによって人種関係の複雑さを多少なりとも明らかにできると考えるからである。具体的には、シーダー通り周辺の黒人教会や相互扶助協会ホール、黒人有産層の家屋や財産といった反黒人暴動における攻撃対象が黒人コミュニティ内でいかなる位置や意味を持つものだったのか、それらは黒人コミュニティ指導層の追求する抵抗姿勢とどのような関係にあったのか、その抵抗姿勢に反黒人暴動はいかなる影響を与えたのか、といった問題を中心に考察をすすめたい。同時に本報告では、人種関係という視角からだけでなく、階級と

という視角からも検討を加えることによって、近代的都市社会の成立過程の構成要素として反黒人暴動がいかなる意義を有したかについても展望を示すべく努めたい。

イギリス帝国主義の論理構造

——英国臣民の保護をめぐる——

旦 祐 介

英帝国史は、英本国はもとより日本においても長い間研究蓄積されてきた分野であるといえる。その中で英国臣民の位置付けに焦点を合わせながら本国と植民地の関係を検討しようというのが本報告の主眼である。

取上げる前提は3つある。第1は1858年の「王室宣言」である。これはヴィクトリア女王自ら起草したもので、インド人を他の英国臣民と同等に扱おうと規定していた。ここで問題となる「英国臣民」の定義は絶えずゆれ動くものだったが、後述するように一応英領植民地の住民で「文明」を持つと英国人に認められた人々と考えてよかろう。

第2は1884年のロンドン協定をめぐる英国とトランスヴァールの間の摩擦があげられる。基本的市民権をインド人移民に付与するか否かで争われた10年ごしの交渉において、英帝国政府は英国臣民であるインド人の法的地位を擁護する立場であった。

第3はJ.チェンバレン植民大臣が1897年に行なった公式演説である。その演説において彼は英帝国の各植民地統治者に対し、英国臣民であるインド人移民を人種差別的な移民制限で不等に排除しないよう警告したのだった。

さて以上のような歴史の流れが一気に盛り上がるのは、1906年の南アフリカにおいてである。トランスヴァールの「アジア人法修正法案」は、その後足かけ9年間にわたるインド人臣民の抵抗を誘発する。その法律に基づく強制登録に対して、M. K. ガンディーの率いるインド人移民は英国臣民としての威信をかけて、トランスヴァール及び英本国の政府と交渉した。こうした抗議に促されて英国政府の植民大臣やトランスヴァールの白人政治家らが動いた結果、強制登録は不成功に終わり、1908年には暫定協定が結ばれるにいたったのである。

こうした展開から明らかなことは、第1に英帝国政府が植民地を支配するにあたって、自らの伝統に即してではあったが文明をもつ英国臣民に対して、常に何らかの保護を付

与しようとしていたことである。第2は、そうした保護が形式的な平等を保証するものにすぎなかった点である。そして逆にこのような理念が英帝国の植民地政策を拘束することになったところに、「帝国の責務」の両義性を垣間見ることができよう。

ハンガリー 1905～06年危機とティサ・イシュトヴァーン

桑 名 映 子

オーストリア＝ハンガリー二重王国時代を通じて、67年派（アウスグライヒ支持派）と48年派（独立要求派）との対立がハンガリーの議会政治を特徴づけている。これは民族の地位を強化する上での現実主義と理想主義の対立という性格をもち、67年派の自由党が常に政権を担当していた。20世紀初頭に至って状況は一変する。48年派の要求が国民の間に支持を獲得するようになり、1905年から1906年にかけての時期には、地方行政機関の離反により国家機構そのものが崩壊の危険にさらされた。

主要な争点は経済問題と軍事制度に関するものである。アウスグライヒは帝国全体が一つの共通関税領域を構成することを定めたが、農産物保護関税の引き上げを望む地主やオーストリアとの競争をきらう工業家の間に、独立関税領域を要求する声が高まった。同じくアウスグライヒにより定められた共通軍の制度も、二重国家体制に対応していないとして攻撃の対象になった。1902年の防衛法案で新兵徴募数の引き上げが提案されたとき、野党は見返りとして軍事におけるハンガリー語の使用範囲の拡大等を要求し、議事妨害に入った。

このとき首相に任命されたティサ・イシュトヴァーン伯は、帝国の軍備強化の必要を訴え、議事規則の改正によって妨害を停止しようとする。しかし不法な強行採決を行なったため、与党内でも対立が生じ、1905年1月の選挙でティサ政府は48年派と与党からの脱党者の連合に敗れた。この後野党連合は地方当局をも巻き込んだ「民族的抵抗」運動を組織するが、皇帝が軍の統一性を脅かすいかなる要求も認めようとしなかったため、翌年には降伏を余儀なくされるのである。

民族の権利に集中している48年派の主張は、48年革命と独立戦争の延長線上にあるように見えて理解しやすい。しかしこの発表では、67年派の政治家ティサ・イシュトヴァーンの政治理念と行動を取り上げることによって、この危機と当時のハンガリーが置かれていた状況とに別な角度から光を当ててみたい。

参考文献：Gróf Tisza István Képviselőházi Beszédei, 4 köt, (Budapest, 1930—1937)〔演説集〕

Gróf Tisza István Összes Munkái, Első kötet (Budapest, 1923).
〔著作集〕

Dolmányos István, A magyar parlamenti ellenzék történetéből (1901—1904) (Budapest, 1963).

“ , A koalíció az 1905—1906.évi kormányzati válság idején (Budapest, 1976).

Pölöskei Ferenc, Tisza István (Budapest, 1985).

20世紀初頭のイタリア・ナショナリズム運動 ——イタリア・ナショナリスト協会(ANI)の動向を中心に——

北村 曉 夫

本報告の対象であるイタリア・ナショナリズム運動は、20世紀初頭の文化運動に端発し、1910年にはイタリア・ナショナリスト協会 (Associazione Nazionalista Italiana、略称ANI) を結成、リビア戦争 (1911~12)、第一次世界大戦を経て、ファシズム政権成立後には、ファシズムに合流していった運動である。政治運動としては微弱な勢力でありながら、ファシズム体制確立期に、ANI出身者のロッコ (A. Rocco) やフェデルゾーニ (L. Federzoni) が重要な役割を果たしたこともあり、従来多くの研究者の注目を集めてきた。だが、ファシズム体制確立期に関心が集中したために、ナショナリズム運動は“ファシズム前史”として扱われ、ANIは国家主義的な右翼団体として了解されてきた。勿論、ANIを性格づける時、いわゆる“国家主義”的な色彩が強かったことは否定できない。しかし、その点を強調しすぎるならば、特に大戦前において、ANIがたどった錯綜した軌跡を説明することが困難になると思われる。

従って、戦前の動向に焦点を合わせることで、この時期のナショナリズム運動のもつ固有の性格を明らかにすることが必要である。その際、分析の視角として、以下の三点に注目したい。(1)この運動は、すぐれて帝国主義のイデオロギーとしておこったこと。既に植民地獲得の活動に乗り出しているが、他方では大量の移民を排出していたイタリアにおいて、最も特徴的なイデオロギーとして捉えることができる。(2)この運動は、ジョリッティ的な政治のあり方に対する一つのアンチ・テーゼとして登場したこと。20世紀初頭のイタリアにおける大衆民主政の始動期に、ジョリッティは議会を統合の焦点として機能させつつ、改良主義的政策を漸進的に遂行していった。ナショナリズム運動は、ジョリッティ的政治統合に対抗して登場した、一群の“反ジョリッティ主義 (antigiolittismo)”の視野の中で捉えられなければならない。(3)リソルジメント期からファシズム期にいたる、より広義のイタリア・ナショナリズム史の中に位置づけること。

及び、同時代の他の地域、特にフランス・ナショナリズム運動との比較で捉えること。以上の点を考慮した上で、本報告は第一次大戦前のナショナリズム運動の最大のイデオロギ、コッラディーニ (E. Corradini) を中心に、運動のイデオロギー面、組織面の変化の諸相を明らかにする。

条約改正に関する青木外相と フレーザー英国公使との交渉

河村 一 夫

明治時代最大の外交課題の1つは、条約改正であったが、外務省外交史料館で、“大臣の外、見るべからず”と書かれた封筒中に、青木周蔵外相が明治23年から翌年春に、在京フレーザー英国公使と往復した英文書翰18通が発見された。その1例を次に掲げる。

Private

Jan. 15, 1890

Dear Viscount Aoki,

Today is your reception day at the Ministry for Foreign Affairs, but I do not doubt that you will be sufficiently occupied and would scarcely be grateful to use if I were to add one more to your list of visitors. Will you let me put any two questions to you in writing instead of verbally.

When may I hope to receive the new proposals in regard to treaty revision? May I ask your Excellency to allow me to see them, in the form in which they will be presented to Lord Salisbury, sufficiently early to permit me to give him total account of them by the mail which will convey them to Viscount Kawase? They ought not, in any way, to take the form of a surprise.

Hugh Fraser

青木外相の自伝掲載の和訳は、次の通りである。

謹啓、陳者本日は閣下が外務省に於ける引見日なり。然れども、閣下は頗るご多忙なるべきに付、拙者が参上致し訪問者の1人を加うるも、閣下に於て別に御珍しくも無之事と信用致し候。依て閣下は、拙者が此に書面を以て2個の問題を掲ぐることを御許被下度候。何の時、拙者は条約改正に関し、新提案に接することを得られ候哉。該提案が河瀬子爵〔駐英公使〕に発遣せらるるの郵便と同時に、右に関し拙者も亦何分の報告致度候に付、ソースベリー侯に提出せらるるの書式と同様のものを前以て拝見

することを、閣下は拙者に御許被下候哉。右の事件に就ては、決して突然たる仕方に
出ずべからざる義と存候。 敬 具

この書翰は、青木外相が前任者大隈外相と全く異なる対等の方式で、特に英国との間に個別に条約改正交渉を開始しようとした処、英国側が意外にも極めて好意を示したことが判る史料である。この以降、両者間に書翰の往復が続いたが、これは如何に両者が機密を重んじたか、また如何にこの交渉が順調に進んだかを示している。加えてこの交渉中の明治23年4月、英国皇族コンノート殿下が来日されたことも、好影響を及した。処が、翌24年5月の天津事件の発生で、青木外相は辞任の余儀なきに至り、英国との条約改正交渉も中断した。同外相は、交渉再開の為、次の任地に英国を希望したが、容れられず、明治25年1月、駐独公使に任命された。しかし英国との条約改正交渉は、翌26年9月、駐英公使を兼任することになった青木とフレーザー公使との間で再開され、27年7月に妥結に至ったのである。

コルポラティズムの諸相と比較

—カナダの Social credit 運動を中心に—

塩崎 弘明

サスカチワン州サスカトゥーンの「Stars-Phoenix」紙は1936年12月1日付の紙上で社会信用党のオタワ支部長ブラックモア (J. R. Blackmore) 下院議員が遊説先のアルバータ州レスブリッジ郊外のマグラス (Magrath) で「フランクリン F. ローズヴェルトは社会信用主義者であり、それに又日本は本人には自覚がない様であるが確かに社会信用国家の一員とみなされる」と述べたことを報じた。勿論この様な大向こうをねらった演説の信憑性ということになると問題は多い。しかし P. C. シュミッターの言を待つまでもなく今世紀がコルポラティズムの世紀であって C. H. ダグラスの主唱に端を開く社会信用に関わる主義、運動それに政党活動等はコルポラティズムの枠組の中で論ぜられて始めてその問題点と意義が明らかになるかと思われる。

とは言えコルポラティズムの諸相及びその比較と言う場合、先ず最初になされなければならぬことはそれ等諸相それぞれの実態解明であろう。そこで恐慌期の1935年9月実際にエイバーハート (W. Aberhart) のもとに政権の座についたアルバータ州における社会信用党及びその運動をコルポラティズム「右派」の流れを汲むものの一つとして、「左派」の同じく一つと考えられる協同連邦党 (C.C.F) と対比させながらその実像を明らかにしてみたい。その際にカナダの個有性にも留意し、その地方主義や米加両西部農村地帯にみられたポピュリズムやプログレッシブ又はラディカリズム等と社会信用に関わるものとの関連を問うこととしたい。合わせて英語圏世界のオーストラリア、ニュージーランドそれに英国等における社会信用に関わるものについても諸相の比較と言う意味合いから若干の言及を試みてみたい。勿論のことカナダ国内のケベック州やブリティッシュ・コロンビア州における社会信用に関わる事柄についても看過するつもりはない。いずれにせよ本報告はトロント大学出版会から刊行された全十巻からなるアルバータ州の社会信用に関わる詳細な研究成果に依拠しつつカナダ国立文書館の関係

資料及びアルバータ州、サスカチワン州、ブリティッシュ・コロンビア州等の関係地方史研究の成果に負うところが大きであったことをことわっておきたい。

ドイツ第二帝制期における ブルジョワ女性運動と母性主義

住 沢 と し 子

ドイツ・ブルジョア女性運動の穏健派は、男女の身体的相違のみならず、精神的な異質性を強調した。ここから彼女たちは、女性の果たすべき最優先の課題を「母性」の貫徹の中に求め、あらゆる分野における男女同権の推進にはむしろ反対の立場を表明していた。このようなドイツのブルジョア女性運動に対しては、これまで、イギリスやアメリカの女性運動と比較すると、その立場は保守的であり、後進的であるという評価が下されてきた。しかし、母性の重視という考えを、ドイツの女性運動の後進性とただちに結論づけてもよいのであろうか。

ドイツのブルジョア女性運動穏健派の指導者たちの見解によれば、アングロサクソン諸国の女権主義が掲げる「女性解放」とは平等の基準を男性の到達段階の中に求めているにすぎないのであって、逆に「女性原理」の貫徹という積極性を欠くものであった。彼女たちは、女性固有の感性や関心は男性固有のそれと同じ価値をもっており、男性原理によって一面的に刻印されている現在の社会を女性原理によって補完することが社会の発展にとって必須の要請であると考えた。このような女性の特性は精神的母性 (geistige Mutterlichkeit) と集約され、この母性を組織化すること (organisierte Mutterlichkeit) により女性の地位の向上がめざされたのである。それゆえドイツのブルジョア女性運動を歴史的に位置づけるためには、母性主義に注目し、その内実を検討することが不可欠の課題となる。

本発表では、ブルジョア女性運動穏健派の代表的指導者であったH・ランゲおよびG・ボイマーの2人の著作を手掛りとして、第二帝制期における母性主義の形成過程ならびに母性主義に立脚する要求や政策を当時の政治的・社会的背景との関連において考察してみたい。

ヴァイマル共和国期のドイツ福音主義ラント教会

—ドイツ教会闘争の教会政治的要因についての考察—

稲 本 守

ドイツ教会闘争とは、ナチス・ドイツにおいて、新・旧両キリスト教会を担い手とする抵抗運動である。本発表においては、プロテスタント（＝福音主義）教会による抵抗運動をその関心の対象となしている。この教会闘争についての従来の研究は、闘争の性格を、本質的には教会内のナチ・グループ、「ドイツ的キリスト者（Deutsche Christen）」に対して向けられた教会内抵抗運動であったとする点ではほぼ一致していよう。このドイツ的キリスト者に対する教会内抵抗の動機については、ドイツ的キリスト者の人種論に代表される異教的要素についての神学的な拒否に求められるのが通例であった。しかし、従来の研究は、必ずしも教会闘争の全体像を提示しているとはいえない。なぜなら、教会闘争に対する神学的方向づけの始まる1934年以前に、教会闘争は既にヴァイマル共和国末期より、ラント教会内における伝統的教会指導者層とドイツ的キリスト者との間における、教会統治権を巡る教会権力闘争という形をとって開始されていたからである。従って、伝統的ラント教会指導者層と、ドイツ的キリスト者との対立の背景ともなる当時のラント教会内の組織構造の解明が、教会闘争発生教会政治的要因研究にとって不可欠なものとなる。そのために、我々はまずドイツ革命期にまでさかのぼり、領邦君主制の廃止後にドイツ・ラント教会が置かれた立場と、ヴァイマル共和国下におけるその組織的変遷について考察せねばならない。その成果は、以下の通り要約されよう。

- (1) 11月革命後、福音主義ラント教会は、教会民主化のための諸策をとり、とりわけ領邦君主制の教会高権の廃止後生じた教会組織法上の空隙をうめるため、教会選挙制を導入し、教会会議制を拡充した。しかし、従来の教会指導者層は、一般教会大衆から独立した指導組織を持つ統一的な教会組織の維持を優先したため、教会民主化も外面的なものにとどまった。
- (2) 他方、ラント教会の民主化は、たとえそれが外面的なものであろうとも、一般教会

大衆の中の様々な教会グループが、教会政治により大きな影響力を行使する可能性をもたらした。又、教会選挙の実施は、各政治政党と特定教会グループとの利害を一致させることになり、政党による教会大衆の動員と教会会議の政治化を招致した。

- (3) 従って、ヴァイマル期の教会には、各政党によって政治化された教会会議を拠点とする一般教会大衆と、伝統的官僚主義的教会指導者層との間における、権力構造上の二元性が存在していたのであり、教会指導権を巡る両者の対立が常にあったのである。その一頂点が、ナチスとドイツ的キリスト者による教会選挙参加であったと考えられよう。

ドイツ国会選挙(1930)

黒 川 康

ヒトラー内閣が成立するのは1933年1月30日である。そこにいたるまでなお2年有余を要したとはいえ、先だつ1930年9月の国会選挙でナチスが急上昇した結果、ナチスの政府参加はもはやドイツの政治日程に組み込まれざるをえなかったのである。(参照、M. Broszat、Die Machtergreifung、Muenchen 1984、121)

ドイツ・ファシズムの本質は1933年以降の保守的権力集団との競合・妥協を通じて顕現するといわれるが、9月選挙の分析をはじめこの時期の政党史・地域史などに関する近年の研究蓄積を、中央のみならず地域のレベルで、民衆の対応を含めあわせて総合する作業はいまだなされていない。

ナチス・ドイツの雇用創出政策(1933~1935年)

原 信 芳

大量失業による社会不安を背景に、その解消を公約しつつ成立したナチス政府は、当然のことながら、失業問題に意欲的に取り組んだ。

共和国末期の二つの内閣から継承したプログラムも含めて、ヒトラー政権はその主要な雇用創出計画の全てを1933年中に策定している。ここでは、それらの諸計画を次の三つの類型に分けて考えてみる。(1)公共事業と公共発注、(2)民間投資促進のための国庫助成及び各種の減免税、(3)追加雇用 (Zusätzliche Beshäftigung) の創出である。(1)は第一次ラインハルト計画、^{アオトバーン}高速道路の建設、国鉄、郵便事業等などである。(2)には、第2次ラインハルト計画や租税軽減法の他、租税証券などが属する。(3)の追加雇用とは、ナチス・ドイツの公的統計集に出てくる用語で、緊急失対事業労働者 (Notstandsarbeiter)、農村補助労働者 (Landhelfer)、労働奉仕志願者 (Arbeitsdienstwillige) などがこれに該当する。雇用創出政策を、有効需要創出効果をもつ経済政策、景気政策に限定するならば、むしろ社会政策の一種と考えられる(3)を、雇用創出措置 (Arbeitsbeschaffungsmaßnahmen) の範疇にいれるのは躊躇されるが、ナチス政府の雇用創出計画においては、追加雇用の創出はかなり高い比重を占めており、これを除外することはできない。この報告は以上の三類型に従って、ナチス政府による雇用創出のための諸計画の資金、支出規模、計画内容、効果、再軍備との関連などを検討することによって、その性格を考えるものである。

ところで、平時ナチス経済に関しては、政権掌握当初から再軍備が優先されていたという説と、ヒトラー政権は失業問題に成果をあげた後に本格的な再軍備に入ったとする説がある。古くはザウアー、W. フィッシャー、クライン、クロールらの名前とともに語られるこの論争も、最近ではヴォルフゾーンにみられるように、ナチス政府の経済政策の重点は、政権二年目になって、民生的雇用創出から再軍備に移行したとする立場が有力のようである。

本報告では、雇用創出政策と再軍備政策を並行して取り上げることはできないが、ナチス雇用創出政策の性格を考察するという主旨から、右の論争についても多少の提言をおこなうつもりである。

ジョージ・ケナンの「封じ込め」構想における マーシャル・プランの意義

鈴木 健 人

ジョージ・ケナンは戦後アメリカ外交を特徴づけた対ソ「封じ込め政策」の提唱者として知られている。彼の提唱した「封じ込め」とは、本来軍事的性質のものではなく主に政治・経済的な政策であった。有名な「長文電報」において展開されたケナンの対ソ政策は、西側諸国の活力の回復と団結の必要性を訴えていた。

こうした観点に立ったとき、ケナンが最も憂慮したものはドイツ情勢であった。ドイツにおいてアメリカは、対ソ協調を前提とした共同管理政策を実施していたうえ、経済復興には十分な考慮を払っていなかった。そこでケナンは、戦後ヨーロッパが米ソの勢力圏に分割されたとの認識に基づき、ドイツ分割が不可避であるとし、西部ドイツの経済復興が必要だと考えていた。

1947年春、モスクワ外相理事会が決裂するや、ケナンは新設の政策企画本部部長としてマーシャル・プランの立案に参画することとなり、それまで抱いていた構想を織り込みながら政策立案にあたった。彼は、西ヨーロッパ重視及び西欧側の共同計画立案という原則を導入したうえ、ドイツ復興を最優先すべきだとしていた。

マーシャル演説に答えた西欧諸国は、ソ連を排除する一方で共同の復興計画を立案した。だが、復興計画に西部ドイツを含める点に関しては西欧側が消極的であり、アメリカは圧力を行使することによってようやく西部ドイツの計画参入を認めさせた。アメリカ政府内部では、ケナンが改めて西部ドイツ経済復興と同地域の経済を西欧経済の中に組み込むことを主張していた。八月末には国務・陸軍両省間で西部ドイツを西欧の一部と看做すことに合意し、事実上ドイツ分割に踏み切っていた。さらに、ドイツ軍政府に発令されたJCS1779は、西部ドイツ経済復興の必要を認めたと見え、その立案過程において米ソ英仏「四国協定」に関する明文の規定が削除されたものであった。こうしてドイツ分割の方針を固めていったアメリカはロンドン外相理事会を決裂させた。その背景

には、ヨーロッパの地域勢力強化と世界大の「勢力均衡」回復のため、ドイツと日本の経済復興を主張したケナンの報告書があった。

1948年春のロンドン会議では西部ドイツのマーシャル・プラン参入が正式に決定され、事実上ドイツの分割が確定した。そして、これこそケナンが求めていたものであった。だが、この時期以降、ケナンは逆にヨーロッパとドイツの分割を解消する方向にむけて種々の構想を提示してゆくようになる。以上のように、ケナンはマーシャル・プランの枠内でドイツ問題を「解決」することの必要性を理論化した一方で、ドイツ分割の解消をめざすようになっていった。このケナンの構想における転換の原因については、今後の課題としなければならない。

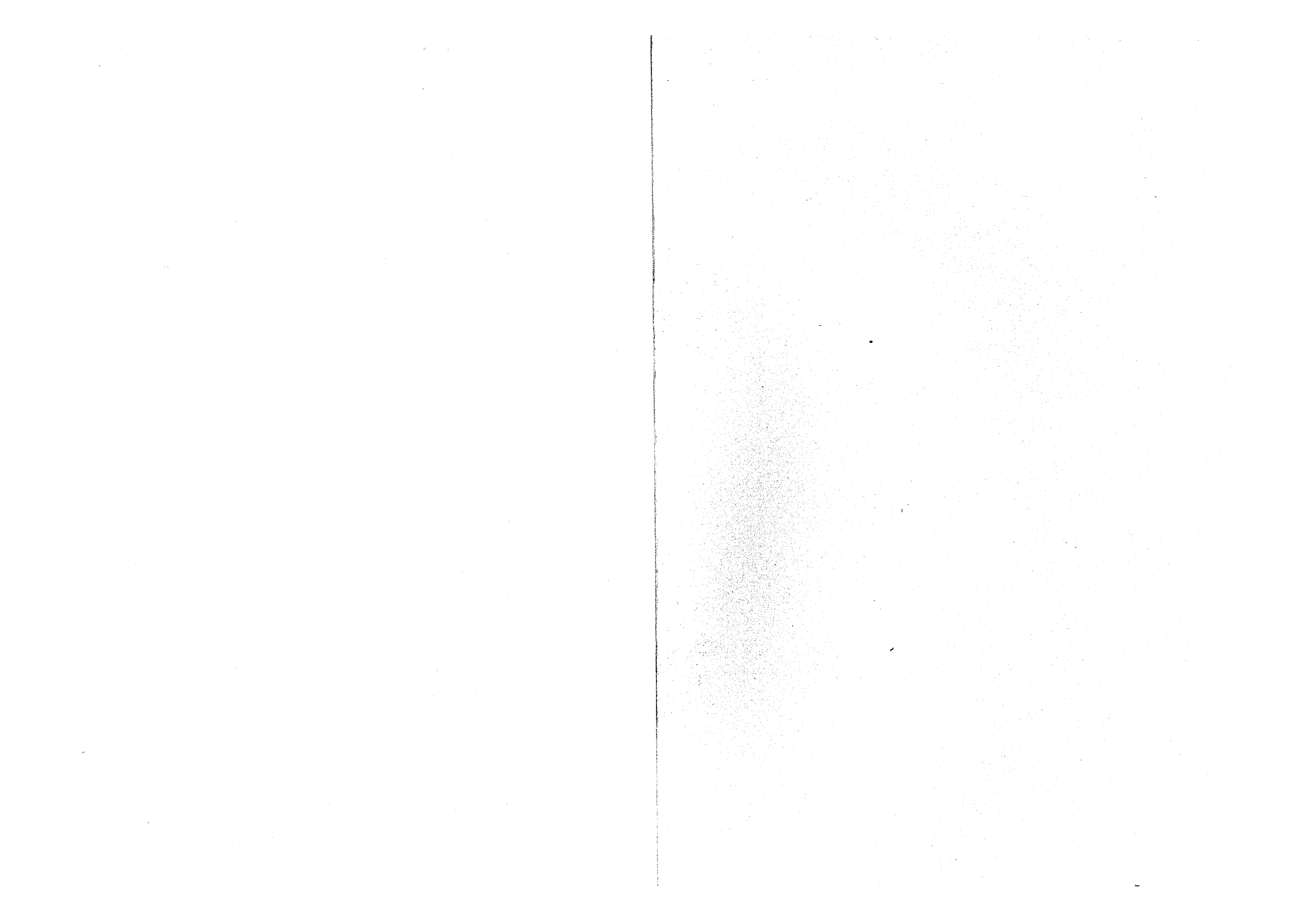
コンラート・アデナウアーのドイツ統一構想

小島 栄一

1949年ドイツ連邦共和国の成立と共に首相の座に就いたコンラート・アデナウアーは、以後政権を担当した13年間において華々しい外交的成果を挙げ、戦後の傑出した政治家の1人として高い評価を得ている。言うまでもなく、「主権の回復」、「NATO・西欧連合への加入」、「独仏条約の締結」などは、ドイツ連邦共和国の戦後の復興と発展に多大な影響を及ぼしてきた。

しかしながら、これらの業績は、彼の一方的な西方政策の産物であり、ドイツ連邦共和国が西側の同盟体制の中に組み込まれることを代償として獲得されたものであった。これに反して、ソ連との対話を通じて初めて達成されることになるドイツの統一は、未解決のまま残され、東西対立の象徴ともいべき2つのドイツは、現在もなお分裂状態にある。それ故、彼の失敗したドイツ統一構想をめぐっては、すでに1950年代前半から、国内において沸騰した議論が戦わされてきた。その際、常に議論の中心となるのは、52年3月10日に提案されたスターリンの覚書である。この中で彼は、非同盟武装中立を条件とするドイツの統一を主張し、米・英・仏に対して4ヶ国会談の開催を要請したのであった。

そこで本報告では、東側提案に対するアデナウアーの対応に限定して分析を進めながら、双方に見られるドイツ統一構想の基本的な対立点を明らかにしていきたい。但し、争点は多岐にわたるため、(1)領土問題、(2)ドイツ統一の方法の問題、(3)中立化問題の以上3点に分析の対象を絞って検討を加えることにする。そして最終的には、彼の対ソ認識と関連する、「何故アデナウアーはこの時、ソ連との交渉を回避しつづけようとしたのか」という問題点に着目しながら、彼のドイツ統一構想について論じてみたい。



〒 171 東京都豊島区目白1-5-1

学習院大学文学部史学科研究室内

日本西洋史学会第36回大会準備委員会

☎ 03 (986) 0 2 2 1 (代表) (史学科事務室呼び出し)

代表 金澤 誠